松前町の子育てガイドブック
保存版

令和８年度
松前町の子育て

お子さんの健やかな成長を願い
子育てを応援します

この「松前町の子育て」には、
令和８年度に松前町で実施する
子育て支援などを掲載しています。
１年間大切に保管してください。

もくじ

妊娠がわかったら……Ｐ２
助成などが受けられます……Ｐ２～５
健診／予防接種が受けられます……Ｐ６～８
育児の相談／仲間づくりの場……Ｐ８～９
預かります（保育）……Ｐ10～11
施設案内……Ｐ12

妊娠がわかったら

母子健康手帳をもらう

問 保健福祉課 健康推進係　☎42-2650

病院で妊娠が確定したら、早めに妊娠届を提出し、母子健康手帳の交付を受けましょう。

母子健康手帳は、妊娠中の記録や生まれたお子さんの健康状態などを記録できる大切な手帳です。

●手帳と一緒にお渡しするもの

▷妊産婦健康診査受診票（助成が受けられます）

▷妊娠・出産・育児に関する情報誌　　など

適切な時期に、健診を受けて、赤ちゃんとお母さんの健康状態を確認しましょう。

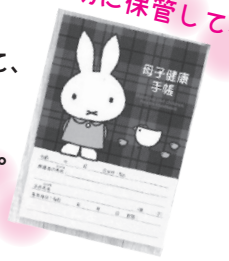

※手帳交付時に、保健師が面談し、健康状態の確認や妊娠出産に関する支援プランの作成、妊婦のための支援給付金など子育てサービスに関する説明をします。（所要時間15分程度）

助成などが受けられます（妊娠・出産・育児）

妊婦のための支援給付金

問 保健福祉課 健康推進係　☎42-2650

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近なところで相談に応じる伴走型相談支援と、出産・育児関連用品の購入などを応援するための経済的支援（妊婦のための支援給付金）を一体的に行います。

●対象

原則、松前町に住所のある方

（住所地での申請です）

伴走型相談支援

保健師が面談などを実施し、出産までの見通しや子育て支援について一緒に確認するとともに、妊娠・出産・子育ての個別相談に応じます。

●面談の時期

妊娠届出時、妊娠８カ月頃、新生児訪問時

経済的支援

▷妊娠届出時　妊婦１人あたり５万円

・妊娠届を提出した方

▷出生届出時　こども１人あたり５万円

・生まれた児童の養育者

●申請方法

給付金を受給するためには、保健師などとの面談や生活に関するアンケートの記入が必要です。

申請に関する書類などは、面談や新生児訪問時などにお渡しします。

●申請期限

▷妊娠届出時給付金……妊娠届出後、３カ月以内

▷出生届出時給付金……出生届出後、４カ月以内

健康保険料の産前産後期間軽減・免除制度

問 町民課 国保医療給付係　☎42-2633

産前産後の健康保険料が、申請により軽減または免除となる制度です。

軽減または免除となる期間や申請方法は健康保険によって異なります。

手続き方法など詳しくは、ご加入の健康保険にご確認ください。

国民年金保険料の産前産後期間免除制度

問 町民課 町民窓口係　☎42-2633

免除期間は、保険料を納付したものとして反映される制度です。

●免除する期間

・出産予定日の前月から４カ月分を免除
・多胎妊娠の場合は、出産予定日の３カ月前から６カ月分を免除

●届出

出産予定日の６カ月前から役場または各支所で届出ができます。

※マイナポータルでも届出ができます。

マイナポータル

出産育児一時金

問 町民課 国保医療給付係　☎42-2633

医療機関での出産費用は、こども１人につき50万円※をご加入の健康保険が負担します。

●受給方法

直接支払制度を利用する場合、出産費用として50万円までは健康保険が医療機関へ直接支払います。（出産費用としてまとまったお金を事前に用意していただく必要はありません）

・50万円を超えた場合は、差額を医療機関へお支払いください。（医療機関で手続き）
・50万円を超えなかった場合は、差額が支給されます。（ご加入の健康保険へ申請）
・直接支払制度を利用しない場合は、いったん出産費用を全額支払い、ご加入中の健康保険へ支給申請を行うと50万円※が支給されます。

※産科医療補償制度に未加入の分娩機関で出産した場合、または妊娠22週前の出産ならびに海外での出産の場合は48万８千円の支給となります。

手続き方法など詳しくは、
ご加入の健康保険にご確認ください。

産後ケア事業

問 保健福祉課 健康推進係　☎42-2650

出産後のお母さんの休息や、子育てに関する不安、悩みに対して助産師等のアドバイス・サポートを受けることができます。

●対象となる方

・松前町に住民票があるお母さんとお子さんで、産後ケアを必要とする方

※宿泊型は生後２カ月未満のお子さんが対象
訪問型は生後１年未満のお子さんが対象

●産後ケアの内容

・育児に関すること（授乳、寝かしつけ、沐浴、夜泣き）の対応方法
・お母さんの休息　　など

●利用回数、実施場所

種類	利用回数の上限	利用可能施設
宿泊型	最大７日以内 ※１泊２日は２日利用	えんどう桔梗マタニティクリニック
訪問型	3回以内	にこ助産院

●利用料金

無料

※赤ちゃんの預かりを目的とした事業ではありません。

松前っ子誕生祝金

問 保健福祉課 福祉係　☎42-2650

松前町に生まれたこどもの誕生を祝福し、子育てを応援するため「松前っ子誕生祝金」を支給しています。

●対象

こどもが生まれた日以前から、住所が６カ月以上松前町にある保護者

※こどもが生まれた日に６カ月に達していない場合は、引き続き住所を有し、６カ月に達した時点で申請できます。

※申請をするまでの間に松前町から転出した場合は、対象となりません。

●受給方法

・松前商工会が発行する「さくら商品券」を、自宅または役場で受け取ります。

・生まれたときと満１歳の誕生日の２回に分けて受け取ります。

●受給額

区分	第１回目（生まれた時）	第２回目（満１歳の誕生日）	総額
第１子	10万円	10万円	20万円
第２子	20万円	10万円	30万円
第３子以降	30万円	20万円	50万円

●申請方法

「松前っ子誕生祝金」を受給するには申請が必要です。

対象となる方へ個別にお知らせします。

●申請期限

▷第１回目の支給申請

・・・生まれた日から７カ月以内

▷第２回目の支給申請

・・・満１歳の誕生日から６カ月以内

※上記申請期限内であれば、希望の支給日を選択することができます。

こどもの医療費

問 町民課 国保医療給付係　☎42-2633

18歳（高校３年生）までの医療費は町が負担します。

こども医療費の助成

●対象

・松前町に住所のある生活保護を受給していない世帯の０～15歳（中学生）までのこども

・生活保護を受給していない世帯の18歳までの高校生（扶養されている町外の高校生を含む）

※町外の高校生は毎年在学の確認が必要です。

ひとり親家庭等医療費の助成

●対象

生活保護を受けていない18歳まで（18歳の誕生日後、最初の３月31日まで）の児童を養育しているひとり親家庭などの方

※進学や監護のために扶養する児童は20歳まで。（一部負担あり）

※所得制限を超えた場合は、こども医療費で助成します。

●助成方法（共通）

▷北海道内の医療機関で受診した場合

マイナ保険証または資格確認書と受給者証を提示すると、医療機関の窓口での支払いはありません。

▷北海道外の医療機関で受診した場合

医療機関の窓口で医療費をいったん支払い、領収書を添付して町に請求してください。後日、保険診療の自己負担分を支給します。

こどもの各種手当

問 保健福祉課 福祉係　☎42-2650

児童手当

家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童を健やかに育てるために設けられている手当です。

●対象

・０歳～高校生年代まで（18歳の誕生日後、最初の３月31日まで）の児童を養育している方

※公務員の場合は、勤務先で受給することになります。勤務先へ届出・申請をしてください。

●手当月額（児童１人あたり）

▷３歳未満の第１子・第２子・・・・・15,000円

▷３歳未満の第３子以降・・・・・・・30,000円

▷３歳～高校生年代の第１子・第２子・10,000円

▷３歳～高校生年代の第３子以降・・・30,000円

※大学生年代（22歳の誕生日後、最初の３月31日まで）の子を扶養していて、支給対象児童が第３子以降となる方は、届出ください。
養育要件を満たすので児童数にカウントされます。

※大学生年代は、支給対象ではありません。

児童扶養手当

18歳まで（18歳の誕生日後、最初の３月31日まで）の、次のいずれかに該当する児童の養育者が受給できる手当です。（児童が障がいの状態にある場合は、20歳の誕生月まで）

●対象

①父母が離婚
②父か母が死亡・生死不明
③父か母に１年以上遺棄
④婚姻によらないで出生
⑤父か母が法令により１年以上拘禁
⑥父か母に重度の障がいがある
⑦ＤＶにより保護命令が発令された

●手当月額（受給者の所得に応じて）

▷児童１人の場合・・・48,050円～11,340円

▷児童２人目以降１人増えるごとに
・・・11,350円～5,680円加算

※手当の額は、物価の変動に応じて自動的に額を改定する自動物価スライド制です。
※所得が一定額以上の場合は、支給停止となります。

特別児童扶養手当

20歳未満で、身体または精神に障がいがあり、次に該当する児童の養育者が受給できる手当です。

●対象

国民年金法による障がいの等級が、１級または２級相当

●手当月額

▷１級該当児童・・・58,450円

▷２級該当児童・・・38,930円

※手当の額は、物価の変動に応じて自動的に額を改定する自動物価スライド制です。
※所得が一定額以上の場合は、支給停止となります。

健診・予防接種が受けられます

こどもの健診など

問 保健福祉課 健康推進係　☎42-2650

股関節脱臼検査　毎月１回

赤ちゃんは股関節脱臼を起こすことがあります。発症率は１～３人／1000人で、女児に多い病気です。

医師が診察しますので、早めに検査を受けましょう。

●対象　３～５カ月児
●場所　町立松前病院
●時間　13:15～13:30

●日程

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
8	13	10	7	4	8	14	10	8	5	9	9

乳児健診　年４回（火曜日）

問診、身体測定、医療診察、保健・栄養指導などを行います。

●対象　３カ月～おおむね１歳児
●場所　ふれあい交流センター
●受付時間　13:00～13:30
●担当医師　町立松前病院医師
●実施通知　日程は、保健師による新生児訪問時にお知らせします。

●日程

4月	7月	10月	1月
7	14	6	19

※変更になる場合は事前にお知らせします。
※都合の良い日程にお越しください。

赤ちゃんと保護者が、
絵本を通じてふれあえるように、
生後６カ月の乳児に絵本を贈っています。
（ブックスタート）

１歳６カ月児・３歳児・５歳児健診　年４回（火曜日）

問診、身体測定、診察や保健師などによる保健・栄養指導などを行います。（共通）

・歯科診察、視覚検査（１歳６カ月児・５歳児健診）
・尿検査、歯科診察、視覚検査（３歳児健診）

●対象　各年齢の対象児童（個別通知します）
●場所　ふれあい交流センター
●担当医師　・町立松前病院医師
・ささもり歯科医院　笹森医師
・町立江良歯科診療所　樋口医師
●受付時間
▷１歳６カ月児　12:45～13:00
▷３歳児　13:00～13:15
▷５歳児　13:15～13:30

●日程

	対象児童生年月日	
4月14日	1歳6カ月児	R 6.7.22～R 6.10.14
	3歳児	R 5.1.22～R 5.4.14
	5歳児	R 3.1.22～R 3.4.14
7月28日	1歳6カ月児	R 6.10.15～R 7.1.28
	3歳児	R 5.4.15～R 5.7.28
	5歳児	R 3.4.15～R 3.7.28
10月20日	1歳6カ月児	R 7.1.29～R 7.4.20
	3歳児	R 5.7.29～R 5.10.20
	5歳児	R 3.7.29～R 3.10.20
1月26日	1歳6カ月児	R 7.4.21～R 7.7.26
	3歳児	R 5.10.21～R 6.1.26
	5歳児	R 3.10.21～R 4.1.26

こどもの予防接種

問 保健福祉課 健康推進係　☎42-2650

0歳～就学前

種類		回数	対象年齢	標準的な接種期間と回数
ロタウイルス（ロタリックス）		2回	生後6週以上 24週（6カ月）未満	1回目　生後2～3カ月と10日の間に接種 2回目　1回目終了後、27日以上の間隔で接種
B型肝炎		3回	1歳未満	初回（2回）　生後2～9カ月未満の間に、27日以上の間隔で2回接種 追加（1回）　1回目の接種から139日以上の間隔で1回接種（139日＝20週後の同じ曜日）
小児肺炎球菌		4回	生後2カ月以上 60カ月（5歳）未満	初回（3回）　生後2～6カ月未満の間に、27日以上の間隔で3回接種 追加（1回）　初回3回目終了後、60日以上の間隔で1回接種
五種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ、ヒブ）		4回	生後3カ月以上 90カ月（7歳半）未満	初回（3回）　生後2～12カ月未満の間に、20～56日の間隔で3回接種 追加（1回）　初回3回目終了後、12～18カ月の間隔で1回接種
BCG（結核）		1回	1歳未満	生後5～8カ月未満の間に、1回接種
麻しん・風しん混合	1期	1回	生後12カ月以上 24カ月未満	生後12カ月になったらできるだけ早く、1回接種
	2期	1回	小学校就学前の1年間 ※対象者へ個別通知します。	小学校就学前の4～3月末日までの1年間に、1回接種
水痘（水ぼうそう）		2回	生後12カ月以上 36カ月未満	1回目　生後12～15カ月未満の間に接種 2回目　1回目終了後、6～12カ月の間隔で接種

0歳～小学生

種類		回数	対象年齢	標準的な接種期間と回数
日本脳炎	1期	3回	生後6カ月以上 90カ月（7歳半）未満	初回（2回）　3～5歳で、6～28日までの間隔で2回接種 追加（1回）　初回2回目終了後、1年後に1回接種
	2期	1回	9歳以上13歳未満	9～10歳未満で1回接種

小・中・高校生以上

種類	回数	対象年齢	標準的な接種期間と回数
二種混合（ジフテリア、破傷風）	1回	11歳以上13歳未満	11歳（小学校6年生）で1回接種
子宮頸がん	3回	小学6年生（12歳相当）から高校1年生（16歳相当）の女子	中学1年生の間に、3回接種

こどもの歯の健康

問 保健福祉課 健康推進係　☎42-2650

幼児歯科フッ素塗布　対象年齢４回以内

歯科診療、フッ素塗布（必要に応じてフッ化銀）、歯科指導を行います。

●対象　１歳６カ月～３歳６カ月児（個別通知します）

●場所　町内の歯科医院

- 永井歯科医院　（松城　☎42-4182）
- ささもり歯科医院　（松城　☎43-2201）
- 町立江良歯科診療所　（江良　☎45-2239）

●日時　歯科医院の診察日、診察時間内

※あらかじめ、診察日時を確認してください。

フッ素塗布でむし歯を予防！

お子さんの健康で美しい歯を守りましょう！

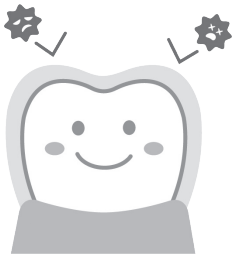

育児の相談・仲間づくりの場

相談・仲間づくり

①② 問 保健福祉課 健康推進係　☎42-2650

③ 問 ▷保健福祉課 福祉係　☎42-2650
▷清部保育所　☎45-2458
▷松前認定こども園　☎42-3944

① 健康相談・栄養相談

▷健康相談

保健師による育児、発達相談ができます。

▷栄養相談

月に１回、栄養士による離乳食・幼児食、食事療法などの相談ができます。

●対象　生後３カ月以上

●場所　健康センター

●時間　10:00～12:00

●日程（栄養相談は★印の日のみ）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
2★	7	4	9	6★	3	1★	5	3	7	4★	11
9	14★	11★	16★	20	10★	8	12★	10★	14★	18	18★
16	28	18	23	27	17	15	19	17	21	25	25
23			30		24	22	26	24	28		
30						29					

② すくすく教室（育児教室）月２回

・親子ふれあい体操、季節の行事、読み聞かせを行います。
・栄養士などによる育児相談や身体測定（希望者）ができます。
・離乳食教室を行います。※年４回
（対象者には個別通知します）

●対象　生後３カ月～３歳未満
●場所　健康センター
●時間　10:00～11:30

●日程

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
9	7	4	9	20	3	8	5	3	7	18	11
23	21	18	23		24	22	19	24	21		25

③ 子育て支援センター

・親子が自由に集まって交流できる場です。
・保育士による子育て相談や子育て講座を開催しています。

利用する方は、事前に申請が必要となります。詳しくは、それぞれの実施場所へお問い合わせください。

●対象　就学前までの親子
●場所　・清部保育所
・松前認定こども園
●利用料　無料
※製作などの教材費は、別途個人負担です。

相談（発達について）

問 保健福祉課 福祉係　☎42-2650

巡回児童相談・専門支援

▷**巡回児童相談**　お子さんの成長・発達面での心配がある方が福祉制度などの活用を目的とした相談や、療育手帳を受ける場合に必要な判定を受けられます。

▷**専門支援**　お子さんの成長・発達面で心配なことについて、発達支援専門員・言語聴覚士などによる発達の確認や、家庭での関わり方などについて助言を受けられます。

●対象　年齢は問いません。
●場所　健康センターまたは町民総合センター
●日程　町広報などでお知らせします。
●料金　無料

こども発達支援事業 週３回（月・水・金曜日）

成長・発達面に心配がある就学前のお子さんに、社会生活（集団生活）への適応能力と基本的な自立能力の発達を促すお手伝いをします。

●対象　就学前まで
●場所　健康センター２階（児童デイサービス）
●時間　10:00～12:00
●料金　▷０～２歳児　１回789円（月上限4,600円）
▷３～５歳児　無料

預かります（保育）

保育所・認定こども園

問 ▷保健福祉課 福祉係　☎42-2650　▷清部保育所　☎45-2458

就学前のお子さんが、幼児教育・保育を受けられます。

施　設　名	認定区分	利用定員	保　育　時　間			対象児童
			曜日	保育標準時間	保育短時間	
清部保育所 （清部461-3） ☎45-2458	保育 （２号・３号）	60人	平日 ・ 土曜	7:30～18:00	8:00～16:00	０～５歳児
松前認定こども園 （博多226-16） ☎42-3944	保育 （２号・３号）	50人	平日	7:30～18:30 （延長～19:30）	8:00～16:00	０～５歳児
			土曜	7:30～18:30		
	幼児教育 （１号）	10人	平日	9:00～13:00 ※預かり保育可能	―	３～５歳児

※保育（２号・３号認定）の保育時間内であれば、預かり保育が可能です（土曜日含む）

●対象と保育料（月額）

※児童の年齢は**３月31日現在の満年齢**です。

▷１号認定（幼児教育）

満３歳以上で、教育を希望するこども。

保育料は無料です。

▷２号・３号認定（保育）

保育の必要な事由に該当し、保育を希望するこども。

・３～５歳児（２号認定）

保育料は無料です。

・０～２歳児（３号認定）

毎年９月が保育料の切り替え時期です。

階　層　区　分			標準時間（11時間）	短時間（８時間）
第１階層	生活保護世帯		0円	0円
第２階層	市町村民税非課税世帯		0円	0円
第３階層	市町村民税所得割課税額	48,600円未満	17,000円	16,800円
第４階層		97,000円未満	29,000円	28,600円
第５階層		169,000円未満	39,000円	38,500円
第６階層		301,000円未満	51,000円	50,500円
第７階層		397,000円未満	59,000円	58,400円
第８階層		397,000円以上	81,000円	80,300円

●多子世帯の保育料を軽減

小学校就学前の兄弟姉妹がいる場合、最年長児童から順に２人目は半額、３人目以降は無料です。

ただし、市町村民税所得割課税額169,000円未満の多子世帯は、年齢に関わらず２人目以降は無料です。

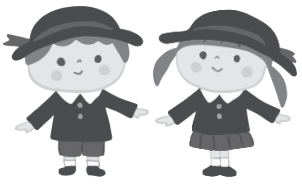

一時保育

問 ▷保健福祉課 福祉係　☎42-2650
▷清部保育所　☎45-2458　▷松前認定こども園　☎42-3944

保育所やこども園に通っていないこどもの保護者が、急病や入院、冠婚葬祭、家族の看病や介護などで緊急、一時的に保育が必要なこどもを保育します。

事前に申込書を保育施設に提出していただきますが、急用の場合はご相談ください。

●対象　▷清部保育所・・・・・・1歳～就学前
▷松前認定こども園・・・1歳～就学前

●保育時間　8：00～16：00

●利用料金　1日　1,800円
※町から「保育の必要性の認定」を受けることで上限額までの利用料が無料になります。

●利用日数　1日　※月12日を上限とする。

●送り迎え　保護者などの送迎が必要です。

※詳しくは保健福祉課へお問い合わせください。

預かり保育

問 ▷保健福祉課 福祉係　☎42-2650　▷松前認定こども園　☎42-3944

こども園（1号認定）に通っているこどもを対象に、保育時間後に引き続き保育します。

●対象　1号認定を受けたこども（松前認定こども園）

●保育時間　13：00～18：00（月～金曜日）
7：00～18：30（土曜日）

●利用料金　こども園にお問い合わせください。
※町から「保育の必要性の認定」を受けることで上限額までの利用料が無料になります。

●利用日数　上限はありません。

●送り迎え　土曜日の利用は保護者などの送迎が必要です。

※詳しくは保健福祉課へお問い合わせください。

学童保育

問 ▷保健福祉課 福祉係　☎42-2650　▷清部保育所　☎45-2458

小学校に就学している児童の保護者が、仕事などで昼間家庭にいない場合、放課後や学校休業日などに、学童保育所でお子さんを保育します。

※申し込みが必要です。

※必要に応じ、学童の一時保育も行っていますのでご相談ください。

●対象　小学1～6年生の児童
▷清部保育所　大島・小島小学校の児童
▷松城小学校　松城・小島小学校の児童

●保育時間
▷学校の授業日　放課後～18：00
▷土曜日（第2・4）及び
学校休業日（春・夏・冬休みなど）　8：00～18：00

●利用料金　1人月額　3,000円
（別途おやつ代1,000円）
※同一世帯から2人以上入所したときは、2人目から月額1,500円

●送り迎え　▷学校の授業日
町が学童保育所へお送りします。
帰宅時は保護者などのお迎えが必要です。
▷土曜日、学校の休業日
保護者などの送迎が必要です。

先進不妊治療費等助成事業

問 保健福祉課 健康推進係　☎42-2650

国内における不妊治療のうち、厚生労働省において先進医療として告示された技術を受けた方に対して治療費、交通費を助成します。

●対象となる方

▷保険適用の生殖補助医療と併用して実施した先進医療（厚生労働大臣が定める不妊治療の技術）を受けた方

▷治療期間の初日の妻の年齢が43歳未満である夫婦（事実婚関係を含む）

▷申請日に夫婦のいずれかが松前町に住所を有する方

●対象となる治療

先進医療実施医療機関として厚生労働大臣へ届出または承認されている医療機関で行われる治療が対象

●助成回数

保険適用の生殖補助医療と併用して実施した先進医療を用いた１回の不妊治療

治療開始時の妻の年齢	助成上限回数
40歳未満	１子ごとに６回まで
40～43歳未満	１子ごとに３回まで

●助成額

▷**治療費**　最大10万円まで

▷**交通費**　25㎞を超えて50㎞まで　1,840円～
275㎞を超える　12,540円

※不妊症に関することなどお気軽にご相談ください。

※提出書類など詳しくは、お問い合わせください。

施設案内

病院

町立松前病院　☎42-2515

●小児科（月～金曜日）

▷**時間**　午前の部　・受付　7:30～11:00
・診療　8:30～
午後の部　・受付　11:00～15:00
・診療　13:30～

▷**診療医**　町立松前病院　総合診療医

※連携医療機関の専門医と連携を取りながら診察にあたります。

休日・夜間にこどもの急な病気で困ったら
『小児救急でんわ相談』＃8000へ
（厚生労働省の相談窓口）
※小児科医師・看護師が対応

役場の窓口

保健福祉課 健康推進係　☎42-2650

保健福祉課 福祉係　☎42-2650

町民課 国保医療給付係　☎42-2633

町民課 町民窓口係　☎42-2633

保育園

清部保育所　☎45-2458

松前認定こども園　☎42-3944